





が、それが政府提案法案の修正(衆院)の内容でござります。これを申しますと、ここに①、②、③と分けて書いてござります。即ち蚕繭共済制度の改善、共済掛金の国庫負担の拡充と共に共済金額の制限選択制の採用。これを二十八年産の水稻、陸稻、それから二十九年産の麦、それから蚕繭から実施する。即ち臨時特例では水稻、陸稻が除かれておりましたので、二十八年産にそれを適用するということと、臨時立法のあとを續いて、二十九年度からは表、蚕繭から政府原案に移り変るということであります。二番目には④を削除と書いてございますが、共済団体の監督の適正化と共済団体役員の責任の明確化につきましては、役職員の責任或いは団体の監督ということにつきまして、共済制度の全般的な再検討とも関連があるうという衆議院の御趣旨で以てあります。二番目には④を削除と書いてございまして、この④の点だけが削除になりましたように思うのであります。⑤の役員の欠員の場合といつたような場合は、これは極めて技術的な問題でございますし、認可の手続等につきましても必要がござりますので、これは存置される、政府原案のような趣旨に改正される、かような次第であります。

つては、この三つを一つ資料で頂きたい。こう思いますが、できますか。

○政府委員(小倉武一君) それはすぐお出しであります。ただちょっと百十億とおつしやいましたが、本年度の予算は或る程度それに近い百八億でございますが、これは共済団体に対する補助ということでは必ずしもないであります。勿論その一部には、共済団体補助という的確な表現に該当するものもござりますが、國が農業災害補償制度につきまして支出している金の全部でございます。

○濱達俊英君 それを一つ資料で出して頂きたい。そのあとで御質問します。

それから只今の御説明を聞きまして、この法律を見ましても大分予算の問題が出て参りますが、これは通ればいつから実行することになりますか。二十八年度からになつてはいるようですが、早速本年の秋あたりから米などに問題が出て来ると思いますが、そうしますと、予算の上で大分問題が残つて参りますが、その予算等の措置はどうなるか、それが一つ。今一つは、その法律で通りますと、大体選択とか何とかいうことになりますが、初めから農家の負担がはつきりいたしませんので、はつきりしたものは出ますまいと思われるが、大体農家負担はどのくらいこれで軽減せられるであろうといいう旨をおかれているのか、この二点を一つ伺いたい。

○政府委員(小倉武一君) 干算の関係でございますが、只今先ほど申上げましたような蚕繭共済の改善、共済掛金の国庫負担の拡充、共済金の選択制

度採用等における予算的な措置は、只今国会に提案になつておられます予算に組入れられてございまして、法案が通過いたしましても予算措置はとられているのであります。尤もこの引受の実情といったようなことにつきましては、これは例年のこととござりますが、補正予算といったようなことも牛じます。制度の建前としては、予算是この改正法案の意図するところに副いました予算の内容となつてゐるのであります。

次は掛金の国庫負担の件でござりますが、概略申上げますというと、作物につきましては、今回の改正によりまして国庫負担が六割、農家負担が四割となるのであります。從来はこれが国庫負担が五十三でございました。農家負担が四十七という割合でございましたが、今回はそれが六・四ということになります。その他蚕繭等についても従来の農家負担と国庫負担の割合につきましては、農家負担の若干の軽減がなされるということになるのであります。

○清澤俊英君　その次に、只今の御説明になりました通り、この説明書の第四の共済団体の監督の適正化、共済団体役員の責任の明確化という点が削除せられましたが、これを一つ、多額の国家予算を以て、補助育成しておりますこの共済団体の運行において衆議院が、もつと共済団体役員の責任をはつきりさせて行くことが私は正当にやないかと考えられるのに、これが削除せられる、その点が非常にうやうやになつたことについて、政府はこの運行の監督の立場にある責任上、それでやつて行けるという御自信がありますかど

うか、こういうものが折角提案せられても大事のところがそれでおりまして、これでやつて行けるかどうか、御所信のほどをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) 只今のお説でござりますが、共済団体というこの連合会乃至単位組合は他の自主的な農業団体と相当性格が違うという点は御承知の通りであります。只今の法制から申しますると、組合なり連合会は一種の強制加入の団体になつておりますと、その強制加入という点が他の例えれば農業協同組合法といったようなものと制度上の違いがあるのでございますが、その強制加入の点を除きますと、殆んど同じ立て方になつておるわけでござります。その点について私ども若干疑念を持つております。果してそういうことでいいかどうかについては疑惑を持っています。今回政府の提案で修正をお願いいたしました点は、これは役員の責任、それから官厅の監督といった点を若干強化しようといふような意図に出ておりましたのであります。ですが、衆議院で御修正になりました趣旨は、それで一体十分であるかどうか、そのことが必要でないという趣旨ではなくて、それで十分であるかどうか、その政府の改正法案よりももつと深く検討する必要があるのでないかというよう私推測いたしておりまます。そこでございますれば、私どもの意見と必らずしも違わないでございまして、而もこれを恒久的に現在のままやつて行くということではなくて、至急にこの問題につきまして、結論を得て政府に然るべき要望をなされる

か、或るいは議会みずから修正をなされるかというふうなことに、衆議院の農林委員会ではきめられておるよう伺われますので、近い機会に、この点については更に検討が加えられて、御趣旨に副うように改正がなさられるのではないかというふうに考えておりまます。全然かよくな意味の改正がなされずにそのまま法律化されるということは、私どもの望ましいことではなく、何らかの措置は必要ではないか、かよろに考えておるのであります。

○清澤俊英君 いろいろたくさん御説明がありました、結論的に簡単な御答弁を要約すれば、こういうふうに了り解してよろしうございますか。いろいろの意図を含んでこの四項を、役員の責任項目を免除せられておるが、衆議院においてはなお要求を完全なものにする意思があるか。たゞやむやで、責任免除のような……今のような、ただ取消しだけでははつきりした責任が持てない、こういう結論を言われておるようになりますが、差支えございませんか、そうち解釈して……。

○政府委員(小倉武一君) この点につきましては、御承知の通り衆議院で、委員会の決議といったような形式で以て現われておりますので、私から臆測するには甚だ恐縮でございまするが、私がお話を聞いておりました範囲で推定いたしますれば、お説のようなものと思うのであります。

○清澤俊英君 私はあなたにお伺いしているのです、政府に……。政府が役員の責任項目をなくして、それべでやつておつて、なお且つ監督が完全に行くか行かないか、政府としてそれに責任を持つてやつて行けるのか、こう

www.mechanicsforall.com

いうことをお伺いしているのです。

○政府委員(小倉武一君) その点につきましては、現在の法制では不十分であります。政府の企図しましたところが十分であるかどうかといふことについて、問題がござりまするが、現在の不十分な規定を改善する要があるといふふうに考えております。

は、まあいすれかとて中金等が出来て、もつて、金利等のこともありますのうと思ひますが、ただこの際非常に重要な性を持つておりますのは、四月、五月の凍霜害に対しまして、或いはその後に直ぐ引続いて出て参りました第二号台風に對しまする農業公債の仮払いの状況は、大体今どれくらいになつてゐるか、概算払い等が若し進んでおりまするならば、その進んでおる金額等をお知らせしてもらいたい。それと同時に、その今支払いを済ましておりまする資金源は、従前通りに中金からの借入れで、逆轉でどん／＼やつておられるのがどうか、その資金源等についてお伺いしたいと思います。資金源並びに利子ですね。今までには中金から大体廻つて来て二銭四厘、一銭八厘という逆轉でやつておりましたが、そういう点は大分問題になつてゐるのであります、やはりその程度で行われているか、そこらあたりを三点だけ伺いたい。

十分ではございませんので、この二三億の資金については、国庫余裕金をいたしまして中金に指定預金をいたしまして、この指定預金を身替りに中金が其資金に貸出すということに承知いたしております。金利につきましては、一錢八厘で以て中金から共済組合に貸すというふうに考えております。

○清澤俊英君 今國家の予備金を一中金に預金することによって、今まで二錢四厘でありますものを一錢八厘で貸出すというのですか、貸したいとお思つて、いるというのですが、どちらかなんです。

○政府委員(小倉武一君) 一錢八厘で貸すこととに相成つたわけであります。

○佐藤清一郎君 この農業災害補償償法の一部改正案を見ますると、陸稻、水稻の掛金の全国安全率の三分の一を政府が負担をするということになつておられます。ですが、この農業災害補償法の一郎改正についてどう一枚刷りには、これが二分の一を負担する、こういふふうになつておりますが、これはいずれが本當でありますか。なほ特にこの際衆議院におきましては、どういう構想においての根本的改革かは私はわからませんが、私も本案につきましては十分農家の負担軽減になるような根本的な改正を念願しておるわけでありま

も、いろいろ農家の負担が加重されてしまうので、到底この法律だけでは通らるといふような切なる農家の声があるわけでありまして、この意味におきまして、本案が出来ましたことは非常に喜びに堪えないのです。先に申し上げましたが、まず超異常の面だけはまだ取扱されて国家の負担をしておりません。従いまして、この超異常の面を併せて、国家が農家の負担の解消を図る意味におきまして、掛金率の軽減を図るような法律案を出す意思があるかどうか。それから今申上げましたのは、三分の一とこの法律案には出ておりませんが、こちらの説明の改正についてのほうでは二分の一とあります。いずれが本当か、御答弁願います。

○政府委員(小倉武一君) 最初の点でござりますが、三分の一、二分の一の問題でございますが、三分の一と申上げますのは、これまで全額国庫負担でございました平均被害率が、全国の都道府県を通じて最低となつた府県のその平均被害率、即ち全国最低の部分でございます。これが從来は全額農家の負担でございましたのを、それを三分の一負担する。二分の一と申しますのは、それに加えられる安全割増の部分でございますが、これは從来の制度から申しますと、いと全く全額農家負担で

常の部分につきましては二分の一国負担する。今回負担するのは通常の部分でございまして、通常の部分の今負担する三分の一の上の部分と通常最低の間の部分は、從来通り二分の二つ国と農家が負担する、その最低部分につきまして、新たに三分の一を負担する、かようなことに相成るであります。

○佐藤清一郎君 今度の料率の改訂よつて政府負担が金額においてどれだけ負担増になりますか。その点予算に金額のお見積りを……。

○政府委員小倉武一君 一枚刷の、農業災害補償法の一部を改正する法律案に伴う経費ということで配付になつておりますが、その最後の部付に、国庫負担の増す部分が十一億というふことに相成っております。国庫負担の増額が十一億でございます。

○佐藤清一郎君 国庫で負担する分が十一億になる。

○政府委員小倉武一君 十一億増でござります。

○河野謙三君 ちょっと中座いたしましたが、先ほどの質問に関連してですが、衆議院の修正は根本的なことは局長と同つてもどうかと思うのですが、

いのですか。若しこれは局長の答弁が御無理であれば、委員長のお計らいによつて、衆議院から農林委員を本委員会に出席を求めて、そして衆議院の修正の意図を私は聞かせてもらいたいと思うのです。そういうような抜本的な改正をするのに、前提がなくて、そういうような修正をされたとすれば修正の意味が納得できない。これは一つそういうふうにお計らいを願いたい。それまでもなく局長から御説明が頂ければ、私はそれでいいと思います。

○政府委員(小倉武一君) 只今河野委員の御質疑でござりますが、それは御趣旨のように、災害補償制度について根本的に検討を加え、必要な改正を加える必要があるということが一つ前提に相成つておるよう私ども伺つております。又さような趣旨で附帯決議も付いておりますので、その通りに違ひない、かように存じております。ただすでに本年の水稲が植付にもなつており、災害も起つて来ている、こういう実情に即してこの特例法を通す、こういつたようなことでありますけれども、でき得べくんば近い将来、特に一十九年度あたりから根本的な検討の下にできましたもので改正を加えて行く、こういうのが衆議院の農林委員会

い問題がござりますので、お話をのように、差当り概算払いではなくて仮払い、連合会が保険金の仮払いをするという点についての融資を考えております。金額は約三十億でございまして、農林中金の資金を共済資金に貸して、それから共済資金から連合会に貸す。中金の資金必ずしも先行きを考えると十分ではございませんので、この三十億の資金については、国庫余裕金を以ちまして中金に指定預金をいたしまして、この指定預金を身替りに中金が共済資金に貸出すということに承知いたしております。金利につきましては一錢八厘で以て中金から共済組合に貸すというふうに考えております。

○清澤俊英君 今国家の予備金を一応中金に預金することによって、今まで二錢四厘でありますものを一錢八厘で貸出すというのですか、貸したいと思つて、いるといふのですか、どちらなんですか。

○政府委員(小倉武一君) 一錢八厘で貸すことに相成つたわけであります。

○佐藤清一郎君 この農業災害補償法の一部改正案を見ますと、陸稻、水稻の掛金の全国安全率の三分の一を政府が負担をするといふことになつておりますが、この農業災害補償法の一部改正についてといふ一枚刷りには、これが二分の一を負担する、こういうようになつておりますが、これはいずれが本当でありますか。なお特にこの際衆議院におきましては、どういう構想においての根本的改革かは私はわかりませんが、私らも本案につきましては十分農家の負担削減になるような根本的な改正を念願しておるわけでありま

す。従いまして掛金率をおきまして、こゝ以上は十分なる社会保障的な法律にしてもらわなければ、何人も喜んでおつて、到底この法律だけでは通らぬ減を図り、そして強制加入をしてござります。従いまして掛金率をおきまして、これらは法律案として出て参つております。全国農家のできる限り負担の軽減を図り、農家の負担が加重されることはできません。全国農家のできる限り負担の軽減を図り、農家の負担をしておりません。これから、各都道府県におきまして、も、いろいろ農家の負担が加重されることはできない、そういうふうなことをおつて、本案が出来ましたことは非常に喜びます。従いまして、この超異常の面だけはまだ取残されて国家の負担をしておりません。従いまして、この超異常の面だけはまだ取残されたような切なる農家の声があるわけでありまして、この意味におきまして、本案が出来ましたことは非常に喜びます。従いまして、國家が農家負担の軽減を図る意味におきまして、掛金率の軽減を図るような法律案を出す意思があるかどうか。それから今申上げましたのは、三分の一とこの法律案には出ておりますが、こちらの説明の改正についてのほうでは二分の一としてあります。いずれが本当か、御答弁願います。

○政府委員(小倉武一君) 最初の点でござりますが、三分の一、二分の一の問題でござりまするが、三分の一と申上げるのは、これまで全額國庫負担でございました平均被害率が、全國の都道府県を通じて最低となつた府県のその平均被害率、即ち全國最低の部分でござります。これが従来は全額農家の負担でござりましたのを、それを三分の一負担する。二分の一と申しますのは、それに加えられる安全割増の部分でござりますが、これは従来の制度から申しますと、うと全額農家負担でござりますが、これは従来の制度

あつたのでござりますけれども、これを二分の一国庫負担といふことにしますのでございまして、三分の一と二分の一とは両方でございまして、一方は安全割増の部分を低率の部分、一方は安全割増の部分の最低部分に附加えられる安全割増の部分といふことでござります。それから超異常の率でござりますが、私たちと聞き漏らしたのかも知れませんが、超異常につきましては、從来通常全額国が負担いたします。それから常の部分につきましては二分の一国負担する。今回負担するのは通常の部分でございまして、通常の部分の今負担する三分の一の上の部分と通常最低の間の部分は、從来通り二分の二つ国と農家が負担する、その最低部分につきまして、新たに三分の一を負担する、かようなことに相成るであります。

先ほどの局長の御説明によるべく、衆議院は農業共済については、過日本委員会でも、ちょっとと衆議院の代表者が発言された機会にも言わねました。それで、共済そのものを抜本的に改正するのだ、こういうようなことに承知しているのですか。若しこれは局長の答弁が御無理であれば、委員長のお計らいによつて、衆議院から農林委員を本委員会に出席を求めて、そして衆議院の修正の意図を私は聞かせてもらいたいと思うのです。そういうような抜本的な改正をするのに、前提がなくてそういうような修正をされたとすれば修正の意味が納得できない。これは一つそういうふうにお計らいを願いたい。それまでもなく局長から御説明が頂ければ、私はそれでいいと思います。

○河野謙三君 そうであるとすれば、今国会中に衆議院のほうから農業基本法について抜本的な改正の法律案の提案をする意図はあるかどうか。それから、ここは是非聞いておかなと、特に衆議院の修正部門についての我々の審議では、それを聞いておかないと我々の結論が出来ませんから、これは次回に衆議院の農林委員会の代表者を一つ呼んで頂きたいと思います。

は、先ほど本改正によつて農家負担が四割に下つて政府負担が六割になつた、こういうようなことでしたが、併しそれは直接費の問題であつて、私はそのほかにいわゆる間接費と申しますか、農業共済の経費、こういう問題について私は大分県の農業共済の連合会として疑いを持つております。ついでに、特に府県団体の連合会につきましては、農林省は從来監督しておられると思いますが、これらの各府県団体の農業予算、決算或いは過去の決算につきましては、書類が整つておつたならばこの際一つお示し願いたいと思います。同時にすでにわかりと想います、が、こういうよらないわゆる間接費的な農民負担といふものはどのくらいになつてゐるか。これはこの機会にお示しが頂けなければ、のちほど数字でお示し頂きたい、こういうふうに考えるのであります。その点、なお府県団体の連合会の予算の編成等につきましては、何か農林省のほうから各府県団体の農業共済の予算の編成に当つてのモデルでも示して、全国各府県統一ある方法で予算の編成をさせておられるか、それとも各府県はらくであるか、その結果各府県の間接的な経費という

ものは、農民負担はしばらくになつて頂きたい。  
○政府委員(小倉武一君) 共済団体の  
関連諸経費でござりますが、先ほど申上  
げましたのは、お説のように掛金の  
負担関係を申上げたのでございまし  
て、そのほかに事務費がございます。  
この事務費についての考え方は今回の  
改正案では變つております。連合会  
については全額補助という建前、それ  
から末端の組合につきましては三分の  
二の補助という建前になつておるので  
あります。その点は今年度の予算につ  
きましても原則は變つておらないので  
ござります。そこで事務費につきまし  
ての農家の負担の関係でござります  
が、国庫負担と、それから事務費のう  
ち賦課金、即ち農家負担で考へられて  
おる部分が最近はほぼ半々程度ではな  
いかと思ひます。共済団体の事務費の  
調べもござりますので、これは資料と  
して詳しく述べをしたいと思いま  
す。

う、公正に行くよう十分監督して奉  
りたいと思つております。単位組合に  
つきましては、一々事務費の性格とい  
うこととはなおまだ準備が足りません  
で、差当りは事務費の負担について届  
出をする。必要がありますれば、或い  
は特に必要があるものにつきまし  
ては、府県知事の認可を求めるさる、こ  
ういう趣旨で監督させて参りたい、か  
ようになじております。

○理事(宮林邦彦君) 今の河野委員の  
御要求は次回の農林委員会に、衆議院  
のほうの適当な代表者に来てもらつて  
本委員会で説明するように委員長のほ  
うから取計らいます。

○河野謙三君 それから先ほどお願ひ  
した過去の連合会の決算というものを  
見せて頂きたいと思います。これから  
は農林省の監督の下に厳重にやる、こ  
ういうお話をされども、「一廻過ぎま  
した」とても、過去じどういうふうなこ  
とになつておるかといふことを私は是  
非聞きたい。例えば我々を一番戦戦す  
るのは例の共済会館であります。ああ  
いう中央、地方を通じての共済会館と  
いうのはどういう金ができるか、私は  
この世の中を見ますと、この際私少  
喋べりますけれども、保険屋が栄えて  
いる、葬儀屋が栄えている、医者が栄  
えている、弱い者を相手にした商売が  
みんな栄えておる。特に農民に対して  
共済事業を行うところの共済団体が、  
金の出所がどうであらうと共済会館を  
建てて、而も或る県のごときは一番立  
派な建物は共済会館であるということ  
を聞いている。その出所たるやおのず  
から想像が付きますが、そういう意味  
合で私は特に過去に遡つて共済組合の  
連合会の決算を是非見て頂きたい。同

時に農林省はすでに御覽になつておる  
でしようが、我々と同時にその点につ  
いて過去を十分探究して、今後農業共  
済について議會から抜本的な改正を待  
つまでもなく、農林省 자체がこの共済  
組合についての抜本的な考え方を以て  
我々にも臨んで頂きたいと思います。  
いろいろあとは資料を頂いた上で又御  
質問した。

ういうふうにできているわけでありません。これを見ますと、いと、大分帯  
責任を唱えている、第三者に対する連  
帶補償を語つてあります。この程度のもので監督を行ひ得る必要がある  
といふことから言いますと、この法文のうちに  
もう少し註解を加えまして、こういう  
ふうな検査も行い得ると、どうようなこ  
ともして、先ほどのお話のように、す  
べて事業を執行するに当りまして、農  
林省がこの農業共済団体に対します  
指導的監査を十分行い得る規定がどこ  
にあるか、これを十分いたさないとい  
うと、補助金を当てがつて、ただ法律  
で縛るというだけでありまして、健全  
なる規制ができなくて、ほかの方面へ  
その金が使われるような虞れなしとも  
言えません。こういふ点につきまし  
て、この法律案で農林省はこの監督が  
行い得るか、必要な監督ができるか  
どうかということについて、御確信あ  
りや否や、これを一つ御回答願いたい  
と存ります。

うに存じております。ただ出だしはございましたが、検査のためを要する人件費乃至旅費につきましては必ずしも十分ではございませんが、本省、地方庁を通じまして、若干の人員増が認められております。おそのほかに今回改正をお願いいたしました点は、役員の自主的な責任の問題を明確にすると、こういうことではあります。検査役員の責任と、こういった二点から組合の運営が公正に行くようにと、かのように企図いたしているのであります。なおこれで十分であるというわけには或いは参らないかとも思いますが、それとも強制加入の団体であり、国が事務費の相当部分を負担し、又事業 자체が相当の国費を費しているという点から言いまするといふと、自ら的な団体ということになりますけれども、そこにおのずから協同組合とは違う色彩があるといふこともお説の通りでございまして、今後もその点につきましては十分の措置を研究し、必要な改正を加えたい、かように考えております。

説のよう、共済組合の連合会といふたようなものについての検査は、到底及ばないということであろうかと思ひます。全くそれに近いような実情でつたのが極く最近までのことであります。常例検査をするというのも昨年法律の改正で相成つたのであります。人員の充実も検査のために昨年から大しか充員されつてあるような状態でございまして、十分でございません。検査のやり方でございますが、地方におきましては、御承知のように協同組合から、この府県担当課と共同でござります。又協同組合とは別に共済団体の関係の職員だけでもやつてゐるものございます。いろいろござりますが、本省においても協同組合の特別の検査課から検査のエキスパートを現地に配置転換いたしまして陣容を整えつたあるところでござります。

五名は抱えております。そうして一面においては農畜保健衛生の指導までやらせようというような現状において、政府の事務の国庫負担といふものでは、この現在の定員数では到底えられない、従つて農家負担の事務費分担ですか、相当大きく現在は割込まれております。徴収されてる現状でありますから、只今の御答弁は御訂正下されんことを私は要望する。若し本当に支払いする御意図があるならば、あえて私どもは云々する必要はございません。

○政府委員(小倉武一君) 只今の連合会の国庫補助の問題でござりますが、これは実情は御説のようなことですあります。ただ私が申上げましたのは、国の補助の建前が連合会は六、支部四、単位組合におきましては二、こういうように入件費等につきまして連合会は全額、単位組合は三分の二補助の建前になつておる。そうでありますれば、国庫負担と農家負担の割合は全国を通じましても、連合会、単位組合を通じて国の負担が三分の一以上に相成らなければならぬのでござりますが、先ほど申上げましたように、実際は農負担と国の負担が半々、むしろ農家負担が半分を多少超えておる、こういつたような実情でございまして、実情は御承知の通りでございまして、その点について若し必要があれば、先ほど私の言葉は訂正いたしたいと思います。

ましたけれども、農業災害の問題を由心として、農民が今のが共済組合に対する非難といふものは実に轟々たるものであります。それを運営している責任者から見れば、経費の捻出やいろいろな不完全なやり方で無理があつたのだと思ひますけれども、特に共済会館の問題に対しても到るところにおいて、常識的な観点から見れば、その建設費用がその半分なり三分の一で建てられるであろうというにもかかわらず、そういう共済会館がよき／＼とできているのは、その間に何らかの無理な不正な事実があるということは明らかなんでありますて、そういうところに関連して事務員の持ち逃げ或いは浮き貸しの問題、いろ／＼これは突つつけば、調査して行けば轟々たる非難の中に私は検討とメスを入れなければならぬと思うのです。而も強制加入に対しても農民が黙々として今まで甘んじておるわけですが、森田委員の質問に対しても農林省としては明確な答弁を与えてない。今までどれだけその責任あるところの農林省がこれに対しても監督なり、或いはこれに対する指示なりをやられただかといふ納得の線がまだ出ておらないのですが、私は今まで新聞の三面記事を見てもわかる通り、一番農業協同組合はいろ／＼な、問題を起しておりますけれども、特にこの共済組合が問題を起していることは天下の周知の事実です。それに対して農林省がどういう形において、どういうケースをどう処理して行つたかといふことは事実の問題でありますから、一つ参考点だけでも述べて下さい。

る措置といった問題でござりますが、二十三年度あたりから検査をやつております。ただ先ほど申しましたように非常に人員の不足といったことによりまして、必ずしも十分ではございませんが、例えて申しますれば、これまでにおきまして、ほぼ二十連合会程度の検査をやつておりますため、この検査が必ずしも人員が十分でございませんので、一人、三人といつたような程度で以て検査をいたしておりますので、協同組合の検査というものに比べて必ずしも十分ではないと私も考えております。なお連合会の不正な事件の問題でございますが、これは最近で申上げますと、青森の連合会が一、二ございました。勿論御説のように損害評価に関連いたしましての運動費と申しますが、そういうたものに、そういう名目で以ての不当事実があるといつたような疑いがかけられておつたのでございますが、私ども調べました結果、連合会の言ふところが必ずしも不正当ではなくて、損害費用に関連しての不当な取扱い方は役所としてはいたしておりません。ただ職員の事務につきまして、不当な経費の支出或いは横領に近いような事件がございまして、只今検察当局で調査を進めておるわけであります。しかし、その事件はつきりいたしであるといふふうに私ども考えております。最近の例を申しますと、さような例があります。

四種類の何は、受取金額の額と、それに従つて出る掛金の率を先ず知らせて頂きたいと思いますが、これはやはり書いたものでもらつたほうがよいと思いますが、これはこの次の会までにもうしたい。

ば、これは国の共済金の共済掛金の負担、農家の共済掛金の負担もこれにはおのずから減つて参る、こういうことであります。

「おだいじましたか、只今これもやはり検察当局の取調べ中であります。大体以上のようなことであると思うのであります  
が、なお極く打割つて申上げますれば、なほほかに一、「問題になつておるものもござりまするけれども、これ

部で、数字を見れば直ぐわかるよう  
に、統計調査のほうの被害調査という  
のが出ます、共済のほうの被害調査も  
出ます。その両方の被害調査のカーブ  
で見て御覽なさい、統計調査のほうの  
被害調査というものは一割、二割、三

点お尋ねしたいことは、いつか新聞で見ましたが、千葉とか、茨城のほうで農業共済の脱退決議をしたところがありますね。これはたしかそのほかにもあるか知りませんが、新聞でたしか二ヵ所見ましたが、こういうことについて

○政府委員(小倉武一君) 共済金額の選定制についての数字でござりますが、農業災害補償説明図、これの中に数字が出ております。終いから三枚目に出ておりますから、それで御覧願いたいと思います。なお選択制によりまして、金額の選択によりまして予算措置が變つて来る、これはお説通りであります。ただ私ども予算を組みます場合には、一定の推定をいたしてやつてありますので、それは一応推定でございます。なおお説のように最低の共済金額を選ぶということになりますれ

でござりまするが、私ども昨年十二月の結果、経費の使途につきましては青森県にいたしまして、そして、そのときに連合会當局並びに問題があるということを発見いたしました。そこで、そのときに連合会當局には警告を発しております。當局には表沙汰になりましたのは今年にましてからでありますて、只今沙汰の局の処断を待つておる、どういふことでございまして、その点は省略いたのであります。なおその二、三ございまして、一つは大分県はこれは昨年十二月ございまして、大分県はこれは昨年

の検査を相当にしま  
ひに県事件になり  
検察当局のこと  
いたしかに

ういうことは別にいたしましても、現存の人員、予算の範囲内でできるだけ充実した検査、監督をして参りたい、かように思つております。

は私は不正なことをする人を責める前に、制度の上において欠陥がある。今度は衆議院のほうで抜本的の改正をされるというのも、そういうことから出発しておると思いますが、今の不正の問題は私いろいろ申上げましても、現在この制度が行われておる以上は、農林省は積極的に、河合さんのお話のように、これは多少の国費を使っても私はこの制度の正しい運用のために、その不正な事実については私は積極的に調べなければならん、こう思う。それから私もう

にこうだと申上げるわけには参りませんが、今申上げましたような後者のような場合につきましては、県庁の係官、課長等が説得をいたしまして、組合を解散しないように事実上指導しております。それから制度をもとへ余り喜ばないといったような向きで、共済組合が今以てできないというこういう地方も山口県等においてはあつたのをございますが、これは昨年、本年を通じまして多少ずつ共済制度が改善の方団と私ども思つておりますが、改善の方向に向つて参つておりますので、

法案で大きな予算措置が必要ではないか、こう申しましたのは、今の農民の大体の考え方から言えば、保険など要らない、こういう考え方がある。従つて最低の率をうんと選びましたら、その際、今頂戴しました「農業共済団体の事務費調」を見ましても、御説通り農家負担で約五六%も持つてゐる。こういうようなものがずっと減つて参りますと、結局多額の政府負担が出て来はしないかということが逆に想像せられますがないが、そういう考え方には無理でしようか。私はそういう関係になりはしないかと思う。掛金率が四段階になるでしよう、そうすると、一番最低のものをとるとと思うから、そういう狂いが出て来る。それに対してどうお考えになつてはるのですか。

すが、そうして青森県のその不正は検察庁で調べておつて、農林省はまだそれに手を付けていないということあります。私はそれでは十分に思わないのですが、検察庁のほうに渡す前に農林省は十分それを政府といたしまして私どもに発表して頂く義務があると思います。又これは検察庁の手に渡つているから恬然としてそれを放つて置くというようなことはどうも私どもは腑に落ちん。その他にもありますか、あればどこにあるか、もう少しはつきりして頂きたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) 青森の事件の起きましたのは、今年事件が起きた、今年と申しますと工合が悪いのであります。が、警察当局の手が入りましたのは本年でござります。本年の初

かのように思つております。  
○河合義一君 こういう不正事件の発生につきましては、少々金がかかっても國民は少しも不平は言わないと存ります。農林省のやり方が手ぬるいんじやないかと私は思うのですが、こういう点、今の現在のやり方で十分と思われておりますが、その点を承わりたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) これは先ほども各委員のかたからお話をございましたように、決して十分とは思つておりません。甚だ不十分というふうに実は思つております。その点につきましても、これは予算或いは人員の増加と少しある程度のことを思つますが、そ

被害調査といふものは、一割から三割までのところは殆んど被害がなく、いきなり一割から三割まですつ飛んで三割以上の被害がぐつと出ておる、こういうような数字もおわかりになつておるはずなんです。これは両方のカーブが平行しておれば多少上下があることは調査の上で違うんだから仕方がない。併し片方が如何に人為的であるかということは、一割から三割までの調査といふものは、統計調査のほうの被害に比較して非常に農業共済のほうの被害調査は少い、といふのは一割、二割の被害を三割の被害まで無理やり上げておる、こういうようなカーブを見ても、その蔭にどういうことが農業共済の運営上行われておるかといふことは、二つあります。

○政府委員(小倉武一君) お説のよう  
に、共済組合がまだ設立されていない  
町村或いはその後設立されましても、  
それが解散しようとしているような組  
合が若干ござります。これは非常に例  
外的でありますけれども、あるのであ  
ります。これは併し原因がいろ／＼ござ  
いまして、只今いろいろお説が出来  
したように、農家のかたゞが必ずし  
も全面的に現行の共済制度を喜んでお  
らないといふ根本的な問題もあります  
が、なおこれは非常に、共済組合に限  
らず、村々において多くことでござい  
ますが、村々の間の、何と申します  
か、争い、あの組合長だからといふよ  
うなことである場合も、これは往々に

でござりまするが、私ども昨年検査を実は青森県にいたしまして、その検査の結果、経費の使途につきまして相当問題があるということを発見いたしまして、そのときには連合会当局並びに県当局には警告を発しております。事件が表沙汰になりましたのは今年になりましてからでありますて、只今検査当局の処断を待つておる、こういうことでございまして、その点は省略いたしましたのですが、なおそのほかに一、二ございまして、一つは大分県でございまして、大分県はこれは昨年で

ういうことは別にいたしましても、現存の人員、予算の範囲内でできるだけ充実した検査、監督をして参りたい、かようと思つております。

○河野謙三君 重ねて、私これは経済局長にも私的にも常に申上げておるのですが、これは今の不正事件は程度の違いであつて、私はこれはもう日本全國殆んど不正ならざるはなしというとだと思う。それは制度の上において欠陥があるのですよ、損害調査ができるないのですよ、又やるだけの組織ができるていない。一番いい例が森林省の内

とは、これははつきりしておる。これは私は不正なことをする人を責める前に、その人を責める前に、制度の上において欠陥がある。今度は衆議院のほうで抜本的の改正をされるというのも、そういうことから出発しておると、思いますが、今の不正の問題は私いろいろ申上げましても、現在この制度が行われておる以上は、農林省は積極的に、河合さんのお話のように、これは多少の国費を使っても私はこの制度の正しい運用のために、その不正な事実については私は積極的に調べなければならん、こう思う。それから私もう

してあるものでござりますので、一概にこらだと申上げるわけには参りませんが、今申上げましたような後者のような場合につきましては、県庁の係官、課長等が認得をいたしまして、組合を解散しないよう事実上指導しております。それから制度をもとより喜ばないといつたような向きで、共済組合が今以てできないといういう地方も山口県等においてはあつたのをございますが、これは昨年、本年を通じまして多少ずつ共済制度が改善の方団と私ども思つておりますが、改善の方向に向つて参つておりますので、

そういうことでございまして、今のようない点について以上のようなことを指導を実はいたしておるのでございます。○河野謙三君 これは是非農林省の明確な一つ御説明を頂きたいのですが、実は未だに入らんところが幾らもある、こういう事実に対しても、だんくれば私のほうの土地においてみんな嫌がつておる、でありますから、そういうような入らんで行けるなら、今からでも一つ抜けようじゃないかといふ声がある。ただ併し法的に非常に強制されておるものだから、そういう自由を持たないところで嫌々入つておる、こういう実情であります。併しそういうように現に横着手をきめて全国で未だに農業共済に加盟していない、組織を作つていないところがありますね。そういうところに対しても農林省がどういう措置をとられるのか。それから今私が新聞で見たと申上げた千葉県の場合、脱退決議をして、いますね、これについてその後農林省はどういうふうにされたか。これはうやむやにされて置かれると、農民の声は嫌なんだから、それで何とか抜けられるのなら私のほうも抜けたいというところがたくさん出て来ますよ。だからこそ今まで入つていらないところは、いつつかまてに強制加入させるか、それからできているところが何かの形で脱退決議をした、解散決議をしたといふこの解散決議に対して、これは法律上不正当だということはどういう措置をするか、これをはつきり速かにしてもらいたいと思うのですがね。○政府委員(小倉武一君) 例を挙げての千葉県の問題でござりまするが、こ

の点は私どもの見方は、組合内部と申しますが、村内部の紛争に原因があつて、よう見受けられますが、県当局の指導をお願いをいたしております。解散させないよう措置をいたしましたと思ひます。なお今以てできないうようなところは非常に特殊なところでございまして、山口県と申しまして、農家の数或いは兼業農家、こういったような関係を以ちまして、なかなか設立が困難である。特に山口県もどちらかと申しますと、比較的被害の少い地方でございましたせいもございますが、この点はな又連合会の趣部の方の指導或いは文県の指導如何によるということもございますが、末端の村の実情ということにもよると思います。実は一昨年、昨年でありますか、制度の改正のときに連合会等にも篤と御懇談を直接いたしまして、設立を実は連合会といいたしまして指導勵奨してもらいたいという申出をいたしまして、その後相当設立されたよう聞いております。なお今後ともあ解散というようなことがないようふうに、一方制度を改善するということと共に、個々の組合について十分話しをして行きたいと、かように思つておられます。

ういう措置をとらうじゃないか、と言つておる。若しそういうような場合が申しましたように、そういう場合が申しますれば、県なり我々が十分農家をどうされた場合に農林省はどうされまいか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) これは只、申しましたように、そういう場合が申しまして、とうとう、こういう措置を持つべきだ、とお話をいたしまして解説を行ひたい、といふことで、今までのことをござりまするし、法律で強制をしないで、強制だけでもございませんので、十分制度の趣旨或いは農家の必要性というところから見まして納得をしていただけるのではないかと、かようにまああたえるのであります。

○河野謙三君 その勢力争いとか、共済といふものを回避しているのです。でありますから、これはほかに理由はないのですから、農民個々が問題にしておるのだから、従つて県庁の説得とか、農林省の説得とか、説得で片付くものではない。だから現実に解釈したという場合には、直ちに法律の命ずるところによつて法的制裁を加える、こういう以外にないと思うのですが、法的措置、制裁といふことはどういうことだか説明してもらいたい。私はつきり言ひます。淡白に申しますが、若しその法的制裁が軽いものでありますならば、私は明日行つて解散したいといふなら解散させますよ。それを一つ伺いたい。

ますので、普通の場合でも設立の手を取らざるを得ない事態が生じる。併し終局的に個々の農家を監視する入るなり、罰金を科するといつたうな、そういう意味の制裁は勿論ございません。

○河野謙三君 よくわかりました。(声)

○戸叶武君 併しこの問題は本当に重要な問題だと思うのです。監察とか何とかいつて、農協にでも共済組合ででも行つて一応財務の監察をして、んちやん騒ぎしておるような監察方では、いつまでも農民がどういふ感を持つてこの問題に対処しておるかということはわからないのです。これ農林省だけの弊害ではありませんが、実際私は実態調査を數カ村においております。農林省で以て欲するらば、そういう農家の中に入つてどうふうに具体的に科学的に農民どうものが今のが共済組合に対し批判しております。農林省で以て欲するらば、そういう農家の中に入つてどうふうに具体的に科学的に農民どうが実態調査が何が把握して行かなければ駄目だと思うのです。河野さんの言ておるものもそれと同じ意味だと思つておるが、表面的に現われた政争とか、何とかいうよりは、極めてもと本質的に深刻にこの共済制度に対する反対に農民が出てゐるのですから、実際我々がこの脱退をしろ、それによつてこの叩き直しの闘争をやれと言つておるが、表面的に現われた政争とか、何とかいうよりは、極めてもと本質的に深刻にこの共済制度に対する反対に農民が出てゐるのですから、実際我々がこの脱退をしろ、それによつてこの叩き直しの闘争をやれと言つておるが、表面的には全部附いて来るのである。併しこれはやつておる人たちだけの罪じやなくて、今までの制度上での次筋が二つ、うるさいことを

と思うのですけれども、それは農民の底流に触れたときには恐ろしいほどの反撃を受けると思いますから、私たちの承知しないところでようござりますから、急速に農林省においては、どこか村に入つても率直に農民の声を聞いて実態調査やつて御覧なさい。そうすればどういうところに欠陥があるかということは率直にわかると思うのです。若し農林省でやれないなら、我々が調査資料を出して、それによつてこういう実例があるということをあげて示しても勿論差支えありませんけれども、これは今農林行政の中ににおいて極めて重要な問題だと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) お詫のよろな災害補償制度につきます欠陥というもの、或いは見解の相違といふものがあるかも知れませんが、私ども気が付いておるつもりであります。ただこの欠陥を如何に是正するかということが実は甚だむずかしい問題でございまして、先ほども河野委員でしたか、お話をございましたしたように、損害評価といったことは、これは不可能ではないか、こういう見方もあると思うのです。特に一筆単位の共済制度におきまして損害評価を正確に評価するということは、これは神様でない限りできな

いといふことも或いは言い得ると思うのでありますて、而も保険制度はこの損害評価といふものが適正に行われなければ存立が危くなるということになりますのでございまして、実はその矛盾に悩むのでありますて、農家の方のいろいろ不満ということも、損害評価が適正に行われる、従つて掛金も適正にきまる、國も相当の助成をするというこ

不満は恐らくながるら、ということを考  
えられるのであります。損害評価の  
適正を如何にするか、ことに一つ  
の問題がござりますが、じやそれを單  
に作報の統計によるなど、うことは実  
は解決いたしませんのであります。  
一筆単位の保険といふことでございま  
すれば、作報の職員を倍にして、三  
倍にしても、これはなかなか的確な資  
料は得られない。従いまして保険制度  
の根本に遡りまして、一筆単位の共済  
制度を今後とも続けて行くか、こうい  
つたことも又問題になるのであります  
て、農家単位といったようなことを昨  
年から実施しておりますが、果してそ  
れが新らしい制度として最も好ましい  
ものであるかどうかということについ  
ても、なお検討の要があろうかと思ひ  
ます。損害評価ばかりでなく、掛金  
の負担、或いは更には共済金額の問  
題、特に補償限度を引上げるという問  
題、或いは災害がなかつた場合に掛金  
の一部を戻す、こういったような問題  
にも相関連いたしまして、そういうこ  
とを篤と私ども検討いたしまして、農  
家の御要望に副うような制度に今後し  
て行きたいということを念願いたして  
おります。現在の制度は御指摘の通り  
にいろいろの欠陥があるということ  
は、私どもも十分に考えておるのでござ  
います。が、問題が如何にもむづか  
しくございまして、今年度すぐ皆様の  
御了解を得るような改正ができなかつ  
たことは甚だ残念でござりまするが、  
いろいろ御鞭撻頂いて今後とも十分の  
改善を企てて行きたい、かよな所信  
であります。

これは議会にも半分以上の責任があると思うのでありますて、それで衆議院と参議院の連合で小委員会でも一つ組織しまして、重点的にどこかの、千葉県でもよろしいし、或いは山口県でもよろしい、実は兵庫県におきましても、私の住んでおる町と淡路の沼島だけが最近までこれに加入せなかつたのでありますて、だから県からやかましく言ひますから、私が主となりまして共済組合を組織いたしたのであります。ところが現在でも不平満々なんですね、農民は……。こういうわけなんでありますから、どつか場所を選びまして、千葉県でもよろしい、或いは山口県でもよろしい、或いは栃木県でもよろしいから、議会が終りましても継続的に一つ模範的な制度を作り上げるために、どつかで実情を調査いたしましたて、農林省だけにやらしていくも頼りない話で、無理な話でありますから、議会で一つそういう小委員会を作りまして、徹底的に成るべく早く調査をいたしましたて、一つの、こういうふうにやるという組織を考え出したらどうかと思うであります、皆さんに御相談を願いたいと思います。

○清潔後英君 ちよつと細かいことで  
すが、この共済事務費の分担ですね。  
これは家畜共済、それから養蚕、水  
稻、皆違つてゐるのですね。その一口  
ごとに賦課金がかかるのですか。同一  
人が三つかけている場合に事務分担の  
農家負担金は三つの割合でかかつて來  
るのですか、それとも農家一戸の形で  
出て來るのですか。

○政府委員(小倉武一君) 賦課金のか  
け方でございますが、これは農作物、  
蚕繭、家畜というふうに共済をやつて  
いるわけでござりますけれども、事務  
につきましても、例えば水稻一反につ  
いて幾ら、或いは麦の作付一反歩につ  
いて幾ら、こういつたふうにかけてい  
るのであります。尤もそれを水稻の共  
済というものを別経営にいたしまして、さ  
やるためにではなくて、賦課を成るべく  
公正にするという意味において、賦課  
金のかけ方の手段いたしまして、さ  
ようなふうに水稻ならば水稻の一反に  
ついて幾ら、馬一頭について幾ら、陸  
稻の作付一反について幾らといったよ  
うなことを加味して賦課いたしている  
のであります。

○清潔後英君 それはわかりました。  
そのほかのものを一人でやつてはいる、  
水稻もやつていれば養蚕もやつてい  
る、畜産もやつてはいると三つかかるで  
しょう。三つのものに対して一つずつ

ましては、法的根拠によつてその生費を調査いたし、その実態の把握に努めまして、公正妥当な基準に基く国価格を定め、又価格引下のための硫工業の合理化を強力に推進いたしまると共に、肥料の需給に関するましは、その需給計画を明らかにし、内閣及び輸出の調整措置については特に差を用いて参る所存であります。更に以上の施策の円滑な運営に資するたまに委員会を設置いたして参りたいと存じます。

第二に、災害対策であります。生般の凍霜害につきましては、病虫害防除の助成、被害農家の再生産維持するための営農資金の確保に関する措置を講じたのであります。五月、六月の間に委員会を設置いたして参りたいと存じます。

第三に、災害対策であります。生般の凍霜害につきましては、病虫害防除の助成、被害農家の再生産維持するための営農資金の確保に関する措置を講じたのであります。五月、六月の間に委員会を設置いたして参りたいと存じます。

○河野謙三君 農業と肥料問題についての関心を持つておられるということをここに片鱗を窺うことができたのですが、恐らくこの内容は、最近新聞に出でております自由党の政務調査会案と申しますが、自由党案と申しますが、肥料対策審議会の結論とは違つた輸出会社を作るとか、肥料の原価計算をする法的措置をとるとか、又三十五万ト

うことだとと思うのですが、それはいずれ出て来るでしようが、これらのことにはいずれも目先の農民の夏の肥料の問題が、今年の秋の肥料の対策にはなりません。これは大臣御存じの通りであります。とはいっても早く本年末、大体来年の春の肥料には何らかの肥料の対策の効果が出るであります。が、これは、目先の夏や秋の肥料の問題ではございません。そこで根本的な肥料の対策につきましては、いずれ議会に法的な御提示がありましたときに改めて伺うことにいたしますが、取りあえず目先の夏や秋の肥料を一体どうされるつもりですか。肥料々々と騒いで来ておられるのは、去年の夏から秋、今年の春にかけて、国内の肥料の価格が不適正である、肥料行政が成つておらない、何とかしなければならん、こういうことで出来発しておられたことはこれは当然であります。この成つておらんところの肥料行政なり、非常に不適正な肥料価格というものが農民は困つておる。もう本年の秋にも、このまま政府の無策のために確定が九百何十円になるような、又過磷酸、加里肥料のごときは、大臣も御存じでありますようですが、政府の不手際によつて今加里肥料はないのではないか、全然ないのですよ、加里肥料は……。こういうようなことについて私は余り先のことではない、目先のことを伺いたい。昔から今に／＼と言つて死んだ人がある。死なないうちにやらなければ……、この目先の問題について一つ明確な御答弁を頂きたい。

れ、実施されたと今仮定しても、目先の肥料問題に対処しがたいのではないのかといふお説でありますから、そういう感ひが勿論ございまするので、この秋に對しても、行政的にでき得べき措置についても只今検討を重ねております。過磷酸につきましては全購連、それから過磷酸メーカーの話合によりまして安定価格が再検討されまして、その後決着を遂げておるような次第であります。なお硫安につきましても安定価格の行政措置は現在ござりますが、肥料年度が終りますれば一應消滅するということになりますので、政府の趣旨は新らしい制度ができますれば新らしい肥料年度にも継続してまあやつて行きたい、その価格の点につきましても再検討を加えたいため、かう存じて只今準備を進めております。なお最後の問題について御指摘がございましたが、加里の問題について御質問がございましたが、加里の需要が相当最近になりました、昨年から需要が殖えて参りました。四十六万トンを超えるといつたような相当の需要量がござります。さて加えてそこに北九州の水害といつたような問題もございました、御指摘のような実情になつておるわけでござりますが、これは全購連においての手持でござりまするとか、或いは成化肥料のメーカーの手持量といつたようなものを緊急手配配いたしましたと同時に、緊急に外貨予算を組みまして、約三万トン輸入する手筈にいたしております。大体最近考へておりますことは以上のよのなことであります。

が、大臣よく聞いて下さい。今安定価格と言いますが、これは要するメーカーのための安定帶価格格であります。農民のための安定帶価格格じやないです。こういうことは何を我々の側に立つて極端に言うわけじゃない。そういうようなことは興論がいい。メーカーのための安定帶価格であるから今のようならぬ安定帶価格どうしようなことでお茶を濁していくやかんということで、政府が根本的に肥料の対策を今研究されておる。私はこれまでに對しては大いに期待するわけですが、取りあえずこの秋の肥料に対して、又確安を安定帶価格を作つてそれをやるから農民には迷惑をかけない、こう言いますけれども、これは明らかにメーカーのための安定帶価格です。こういうことは我々はもう怒るわけには行きません。でありますから、取りあえずこれから政府がとらんとする法的措置、これの効果が発生するまでの間に對して、從来と違つたところのどうういうふうな夏や秋の肥料の対策を立てられておるが、これを私は伺いたい。ものを二段に一つ考えて下さい。

いつたようなことでござりますれば、その間お説のような二段の措置といふことも事務的には考えられると思ふ。すし、なお肥料対策のきめ方如何によりまして第二段の措置をどうするか、いうことを今考えたい、かように思つております。

○河野謙三君 私はたゞ申へしますが、よう、目先の問題を言つておるのでありますが、非常に今年の夏なり秋の肥料は危険ですよ。今過磷酸にし、硫安にしろ、カリにしろ、一体ストックが幾らありますか。その上に特に私は御希望いたいのですが、ストックの少い硫安に対し、なお從来与えたところの輸出の枠の残りが幾らありますか。弁願いたいのですが、ストックの少い硫安で、商談ができればいつでも船に積んで出せるというような形になつていて、まだ數万トンの輸出の枠を与えた放しで、商談ができればいつでも下りません。現にもう硫安は下らん、私はもう絶対に下らんと思う。磷酸はこの間下げたけれども、硫安は下らないでしょ。そういうようなことは私はあえて農林省だけ責めません。これは根本的には肥料行政が通産、農林の二元行政になつておるところに大きな欠陥がある。その欠陥を改めて補かなければなりませんが、さればといつて農林省が通産省に責任を徒らに転嫁することもできません。一体農林省の見通しとして今の在庫なり、今の輸出を許可したことなり、又更に輸出の許可を与える、こういうことも起るでしょ、今までの経験、つづいて、

ことから見て、今年の秋の肥料から通じて来年の春の肥料につきましての需給バランスというものは十分な確信が持てますか。これを伺いたい。

○政府委員(小倉武一君) 硫安、石灰、塗素、過磷酸等につきましての需給バランスでござりまするが、これは本肥料年度も余すところ極く僅かになりますたので、二十七年度末に来肥料年度への繰越量が幾らになるかという推算もほぼできております。これは資料として差し上げます。只今数字をここに持合せておりませんが、資料として差し上げたいと思ひます。それからそれにつきましての秋肥に対する対策でござりまするが、これは勿論肥料の生産の事情如何によりますが、過去の経験によりましても、生産はほぼ順調に行われておりまするので、本肥料年度におきましても、国内需要を満たすということについての不安はないよう思つております。来肥料年度につきましての輸出という問題も、勿論それは今後起るのでありまするが、その輸出の点についてはまだ検討を了しておりますのでありまするが、勿論内需優先という原則を以ちまして、秋肥に対しての不安がないよう程度の輸出というふうことを考えないと、かように思つております。

うだが、その安定帯価格の下限、一番下の値まであなたのほうの政策によつては持つて行けます。これは輸出をちよつとチェックすれば持つて行けます。あなたたちの考へておられる安定帯価格の一番下の値まで秋肥はとにかく政府の政策によつて下げるといふことはお考へになつていますか。

それはあなたのほうの決心でできるの

です。少くとも上下幅をきめて、秋は余るのでから、輸出をチェックして、

今の九百何十円より高いのだから、これを下げるといふことなら、少くとも八百円内外の下限のところまで下げられるのです。そういうことをお考へになつておるかどうか。

○政府委員(小倉武一君) 安定帯価格

を再検討したいといふことはあります。まだ検討中でございまして、はつきりした線を申上げる段階に至つてお

りますが、秋肥は問題ないとしまして、春肥に対する手当としてどの程度

邊にするかといふことにつきましては、まだ検討中でございまして、はつ

きりした線を申上げる段階に至つてお

ります。輸出をストップすると申しますが、秋肥は問題ないとしまして、春肥に対する手当としてどの程度

のものを秋肥が落むに国内の在庫と

して見込むかといふことに一つはかかるわけでござりますが、その点は春

肥について心配ないような手当をする

という前提で勿論考へたいと思いま

す。ただ秋肥の期間におきましての輸

出の數量ということについても、まだ

実は見通しが立つておらない次第であります。従いまして、そういう点から

安定帯価格についての判断はいたしか

ねるのであります。私もどして考へておりますことは、輸出量のチエックによりまして安定帯価格を下げる

といふことよりも、むしろ現行の安定

帯価格が設定されて以来の確実の原

料についての価格の状況といったよ

うのものを睨んで安定帯価格の検討をし

たい。現在考へることは以上のよ

うなことであります。

○河野謙三君 それじや大臣お急ぎで

から、私は肥料についての認識

をしてもらいたい。こういうことです

よ。大臣よく聞いて下さい。今までの

肥料行政といふものは通産省にしてや

られている。いつでも余る／＼と言つ

て輸出に枠をとられて、そうして国内

の需給関係を逼迫させておいて、国内

を九百何十円にしておいて輸出を七百

円にしておる、こういうことなんで

あります。それでその結果、現に私申上げ

ましたように、今年の五月なり、六月

なり肥料が殆んど、確安にして五万ト

ンか、六万トンじやないか。五万トン

であります。それくらいまで在庫をから／＼

にするところまで輸出の枠をき

めで輸出さして、而もそのほかに枠が

三万トン一ヶ月前には残つておつた。

そういうよくなことで、農林省も随分

通産省には抵抗するのですが、農林省は

結構弱いと思う。農林大臣はもう少し

農民的な立場で頑張らなきやならん。

常に通産省にやられておる。肥料はい

つも国内でから／＼になつておる。そ

れは要するに出し過ぎるからだ。そ

う

ふつ入つて来るかといふと、八月に

度、今言うように一ヶ月前には加里

肥料はから／＼じやありませんか。今

第九部 農林委員会会議録第十三号 昭和二十八年七月十三日 [参議院]

入つて来る。過磷酸にしても同様なん

片附く。この問題を十分やつて頂きた

い。

なお一点だけ最後に大臣にお答えを

願いたいのですが、肥料の原価計算に

法的措置をとるとおつしやるが、近日

のうちに議会に提案になりますか、こ

れを一つ伺いたい。

○國務大臣(保利茂君) 肥料問題の重

要性につきましては、只今だん／＼お

話のよくな事態になつていることを承

知しておりますけれども、私としては

できるだけの努力を払いいたいと思つて

おります。なお恒久の対策としまし

て、只今申上げましたような、折角数

カ月の長きに亘つて御検討を頂いた答

申案も出でておるわけありますから、

この答申案にはもとより焦点の明らか

でない部分もござりますけれども、答

申のよつて出来ましたいきさつもあるわ

けでありますから、十分検討をいたし

まして立案いたしておりますから、こ

の国会には是非法案として提出をいた

しました。その中にはもとより生産費

の、生産コストの調査という条項を含

めた立法措置を講じたい、こう／＼こ

とでこの国会に提案をいたす方針を以

て立案をいたしている次第でございま

す。

○河野謙三君 肥料の生産費を調査す

る法的措置をとることがすべての肥料

行政の出発点になることは御存じの通

ります。従つて私はほかの需給調整で

は、農林大臣はこの肥料については本

當にく／＼申上げますが、通産省に騙

されてしませんよ、通産省にして

やられては絶対いけない。同時にあな

いのではありませんか。いわゆる大蔵省と折

衝してその場凌ぎの予算になつておる

のではないかと思うのであります。農

林大臣は食糧増産に関する基本的な計

画を速かに樹立して頂かねばならんと

思つてあります。如何のような御意見

を持つておられるか、お伺いいたす次

第であります。

○國務大臣(保利茂君) 只今の内閣と

いたしましては、食糧増産は自立経済

によって、これによつて根本的に問題は

するのに、単純な工業ではありません

から、一ヵ月や二ヵ月ではできませ

ん。そういう意味合で今年の秋にはで

きない。経済局長もそれを認めてい

る。今からやつても秋に間に合うほど

時間がありませんから、肥料資本に対し

ては、褲を縮めて、そ

うして眉に縛つて、そしてしつ

かり頑張つて下さい。今頃メーカーの

出資による輸出手社なんて、もうそも

そもそこからおかしい。であります

から、こういうふうな過去のことを、

よく一つあとで私は経済局長なり、特

に官房長は肥料じや神様です。渡辺官

房長は肥料界では知らない人はない。

よく聞いて、あなたのほうには通産省

にいなないような肥料のエキスペー

トが、たぶんあるんだ私は経済局長なり

といふふうに一つやつて頂き

たいと思う。これは冗談じやない、本

行政の経過を辿つて、肥料だけはうま

く行つたといふふうに一つやつて頂き

たいと思う。これが冗談じやない、本

行政の経過を辿つて、肥料だけはうま

いましても基本的な国家的な課題につれておりますから、もとよりこれにはできるだけの努力を払わなければなりませんことは申すまでもないことでござります。ただ言われますところの五ヵ年計画ができましたゆえんは、やはりそういう見地から、前々内閣當時総理大臣の発意によつていろいろの権威ある省のほうで具体化せられましたが、おおよそ十ヵ年のうちにいろいろ生活の改善等も推進し、総合食糧の自給態勢を十ヵ年くらいの間に一つ整えるという大目標を立て、当面五ヵ年間に一方当初計画は現状のままに放置した場合の需給趨勢を考へて、需給の逼迫の度合をカバーして、なお且つ自給度を高めて行くというためには、少くとも玄米換算で千七百万石、最小そのくらいの計画を打立てなければならぬといふ計画を立てて、さてこの二十八年度の予算にぶつかつたわけです。ところがその計画を予算化しました農林省の要求が大体半分になつてしまつて、これは予算書を御覧頂きまして二十八年度に落ちてしまつた分を爾後四年間に確保し得る方途があるかということに相成るわけでございましょうが、従つて多少の増産計画の差しを來たしていることはやむを得なまつてありますのは、勿論これは再検討を要する面もあるようですから、十分二十九年度以降につきましては再検討

のぞれを生じました年度計画を、今残つております年度計画からいたしました。ただ言われますところの五ヵ年計画ができましたゆえんは、やはりそういう見地から、前々内閣當時総理大臣の発意によつていろいろの権威ある臣の発意によつていろいろの権威ある省のほうで具体化せられましたが、おおよそ十ヵ年のうちにいろいろ生活の改善等も推進し、総合食糧の自給態勢を十ヵ年くらいの間に一つ整えるという大目標を立て、当面五ヵ年間に一方当初計画は現状のままに放置した場合の需給趨勢を考へて、需給の逼迫の度合をカバーして、なお且つ自給度を高めて行くというためには、少くとも玄米換算で千七百万石、最小そのくらいの計画を打立てなければならぬといふ計画を立てて、さてこの二十八年度の予算にぶつかつたわけです。ところがその計画を予算化しました農林省の要求が大体半分になつてしまつて、これは予算書を御覧頂きまして二十八年度に落ちてしまつた分を爾後四年間に確保し得る方途があるかということに相成るわけでございましょうが、従つて多少の増産計画の差しを來たしていることはやむを得なまつてありますのは、勿論これは再検討を要する面もあるようですから、十分二十九年度以降につきましては再検討

をいたしたいと考えておりますが、このぞれを生じました年度計画を、今残つております年度計画からいたしました。ただ言われますところの五ヵ年計画ができましたゆえんは、やはりそういう見地から、前々内閣當時総理大臣の発意によつていろいろの権威ある省のほうで具体化せられましたが、おおよそ十ヵ年のうちにいろいろ生活の改善等も推進し、総合食糧の自給態勢を十ヵ年くらいの間に一つ整えるという大目標を立て、当面五ヵ年間に一方当初計画は現状のままに放置した場合の需給趨勢を考へて、需給の逼迫の度合をカバーして、なお且つ自給度を高めて行くというためには、少くとも玄米換算で千七百万石、最小そのくらいの計画を打立てなければならぬといふ計画を立てて、さてこの二十八年度の予算にぶつかつたわけです。ところがその計画を予算化しました農林省の要求が大体半分になつてしまつて、これは予算書を御覧頂きまして二十八年度に落ちてしまつた分を爾後四年間に確保し得る方途があるかということに相成るわけです。

○重政庸徳君 どうも從来から農林省の増産計画は一年もちよつとぶつかつて、又すぐ五ヵ年か、十ヵ年になつてみたりして、全く自信と熱がないよう私は考へておるのであります。どうか一つ農林大臣は全力を尽して強い計画を、農林省の試案ではない、国の計画を速かに樹立して頂かなければならぬと私は強く要望するものであります。なお昨年農林省が持つておりますが、農林省の試案では、この議会に提出するべき議案には確固たる基本方針を決定して、そしてこの自給法案を御提出になる。かように承知いたしてよろしくございますか。

○重政庸徳君 そうすると、少くとも次の來たるべき議会には確固たる基本方針を決定して、そしてこの自給法

案を御提出になる。かのように承知いたしてよろしくございますか。

○國務大臣(保利茂君) 先ほどからの重政委員の御意見のよう、食糧増産計画が農林省の計画でなし、全体

の計画としてこれが推進をせられて来るというような段階に至りますならば、或いは又その法律というものは或

いはそのままに受け取らなければなりませんが、我々が受取ったところでは、それと睨み合せて一つやりたいと考へております。

○重政庸徳君 私は農林大臣は非常に熱意を持つておられるということは十分承知いたしましたのであります。こう

いうことは極めてはつきりしておかねばならない問題で、少くとも大臣の熱意を以て來たるべき議会に間に合はず

という堅い御熱意と承知いたして私の質問を終ります。

○清澤俊英君 只今の問題とちよつと関連して先ずお尋ねしておきたいと思

います。この頂戴しました説明で、一

番当初におきましたとおり、農林行政は内田前農林大臣が示されたところをおおむね踏襲しておると、どう申していく

をいたしたいと考えておりますが、このぞれを生じました年度計画を、今残つております年度計画からいたしました。ただ言われますところの五ヵ年計画ができましたゆえんは、やはりそういう見地から、前々内閣當時総理大臣の発意によつていろいろの権威ある省のほうで具体化せられましたが、おおよそ十ヵ年のうちにいろいろ生活の改善等も推進し、総合食糧の自給態勢を十ヵ年くらいの間に一つ整えるという大目標を立て、当面五ヵ年間に一方当初計画は現状のままに放置した場合の需給趨勢を考へて、需給の逼迫の度合をカバーして、なお且つ自給度を高めて行くというためには、少くとも玄米換算で千七百万石、最小そのくらいの計画を打立てなければならぬといふ計画を立てて、さてこの二十八年度の予算にぶつかつたわけです。ところがその計画を予算化しました農林省の要求が大体半分になつてしまつて、これは予算書を御覧頂きまして二十八年度に落ちてしまつた分を爾後四年間に確保し得る方途があるかということに相成るわけです。

○重政庸徳君 どうも從来から農林省の増産計画は一年もちよつとぶつかつて、又すぐ五ヵ年か、十ヵ年になつてみたりして、全く自信と熱がないよう私は考へておるのであります。どうか一つ農林大臣は全力を尽して強い計画を、農林省の試案ではない、国の計画を速かに樹立して頂かなければならぬと私は強く要望するものであります。なお昨年農林省が持つておりますが、農林省の試案では、この議会に提出するべき議案には確固たる基本方針を決定して、そしてこの自給法案を御提出になる。かように承知いたしてよろしくございますか。

○國務大臣(保利茂君) 先ほどからの重政委員の御意見のよう、食糧増産計画が農林省の計画でなし、全体の計画としてこれが推進をせられて来るというような段階に至りますならば、或いは又その法律というものは或

いはそのままに受け取らなければなりませんが、我々が受取ったところでは、それと睨み合せて一つやりたいと考へております。

○重政庸徳君 私は農林大臣は非常に熱意を持つておられるということは十分承知いたしましたのであります。こう

いうことは極めてはつきりしておかねばならない問題で、少くとも大臣の熱意を以て來たるべき議会に間に合はず

という堅い御熱意と承知いたして私の質問を終ります。

○清澤俊英君 只今の問題とちよつと関連して先ずお尋ねしておきたいと思

います。この頂戴しました説明で、一

番当初におきましたとおり、農林行政は内田前農林大臣が示されたところをおおむね踏襲しておると、どう申していく

うことにつきましては承知をいたしておりますが、新聞で私は承知しておりますつもりでございますから、又それは内閣の統裁者である総理大臣もよく認識をせられておりますから、私どもが新規増産を着実に挙げ得るという計画を、具体的な計画を立てましたならば、私は必ず努力の成果が挙るではな

いというよろくなことになりますが、私もこれをどうもとの線をやり切れないと考へておきます。どうもこの線をやり切れないと考へたときに、非常に寒心に堪えないものがござりますから、少なくともこの線を何とか確保できることもとられた。それからだん／＼農林省のほうで具体化せられましたが、おおよそ十ヵ年のうちにいろ／＼食生

活の改善等も推進し、総合食糧の自給態勢を十ヵ年くらいの間に一つ整えるという大目標を立て、当面五ヵ年間に一方当初計画は現状のままに放置した場合の需給趨勢を考へて、需給の逼迫の度合をカバーして、なお且つ自給度を高めて行くというためには、少くとも玄米換算で千七百万石、最小そのくらいの計画を打立てなければならぬといふ計画を立てて、さてこの二十八年度の予算にぶつかつたわけです。ところがその計画を予算化しました農林省の要求が大体半分になつてしまつて、これは予算書を御覧頂きまして二十八年度に落ちてしまつた分を爾後四年間に確保し得る方途があるか

ですが、この食糧増産について内田さんは、新聞で私は承知しておりますつもりでございますから、又それは内閣の統裁者である総理大臣もよく認識をせられておりますから、私どもが新規増産を着実に挙げ得るという計画を、具体的な計画を立てましたならば、私は必ず努力の成果が挙るではないというよろくなことになりますが、私もこれをどうもとの線をやり切れないと考へたときに、非常に寒心に堪えないものがござりますから、少なくともこの線を何とか確保できることもとられた。それからだん／＼農林省のほうで具体化せられましたが、おおよそ十ヵ年のうちにいろ／＼食生

活の改善等も推進し、総合食糧の自給態勢を十ヵ年くらいの間に一つ整えるという大目標を立て、当面五ヵ年間に一方当初計画は現状のままに放置した場合の需給趨勢を考へて、需給の逼迫の度合をカバーして、なお且つ自給度を高めて行くというためには、少くとも玄米換算で千七百万石、最小そのくらいの計画を打立てなければならぬといふ計画を立てて、さてこの二十八年度の予算にぶつかつたわけです。ところがその計画を予算化しました農林省の要求が大体半分になつてしまつて、これは予算書を御覧頂きまして二十八年度に落ちてしまつた分を爾後四年間に確保し得る方途があるか

ですが、この食糧増産について内田さんは、新聞で私は承知しておりますつもりでございますから、又それは内閣の統裁者である総理大臣もよく認識をせられておりますから、私ども

よりますと、それがもつれて来て強制調停になつてもなお且つ不満というのが例になつておる。一方において法律で基本的人権を抑えて来て、一方においてはその代償として作つた調停書を呑まないで、いつでも紛糾しているのが例だといふ形がいつる出ておるのであります。而もこのたび争われておる争点というものを申上げますと、昨年のベース・アップに対しまして人事院の勧告は一万三千五百十五円であつたと思います。それに対しまして決定いたされましたものが一万二千八百円になつておるのであります。この一万二千八百円という額は、他の公共団体の額と比べて見ますると、国鉄は現に一萬三千四百円、専売は一万三千七百円、全通が一万四千七十五円、こういう形になつておりますと、結局見ますると一番最低である。現在の段階におきましても、今現在他の公共団体のもらつておる賃金ベースから見ると、うんと引下つておる。それが今度調停となりますと、なお低位にある。それがどうなりまして一万三千三百五十円が出ておる。この一万三千三百五十円という調停を現在の各企業団体から見ますと、なお低位にある。それがどううして政府は呑めないのかということを言つておる。極く簡単に言ひますと、國家公務員としての格付なり、給与体系がそのまま適用されているため、その給与は適正を欠いて多くの不合理まで生じておるというようなことがありますし、まだほかにたくさん、あなたが調べて頂ければ數ヵ所あります。〔そんな問題は内閣委員会でやつ

「たらい」<sup>1</sup>と呼ぶ者あり、大分給与問題に興味のない方がおいでのようですがありますから……〔興味はあるけど、内閣委員会でやつたらいい」と呼ぶ者あり〕まあ少しお待ちなさい。だから私はほかのほうにいろいろ、そういう点もありますが、のけておきます。なお調停委員としましても、もう重要な問題として述べておりますこと等を考えて見まするならば、そうして現業においては職員が苛酷な労働に喘いでおる姿を見た。その労働しておる姿の中に、例えば日雇労働者のごとき遙かに封建的な要素を含んでおるものがある。不合理な賃金を少しでも改訂する意味では極めて重要な意味を持つておりますが、組合から見るならば不満であろうが、金額に重点を置かないで、これ常に労働者は不満だろう、無理だろう、併しながらそういうことを言わないうで、その賃金を語る前に政府の条件が目茶苦茶になつてゐるのを調停案をどういうわけで呑まないのかよくわかりませんが、恐らく大臣としましては、この調停案に対し欣然としてお呑み下さるような御用意があると、こう私は考えておりますが、たくさんの方の労働者はこの調停が一日も早く成立することを望んでいるのであります、大臣はどうお考えになりますか、「一つお考えをはつきりお伺いして直きたい、こう思ひます。

した。承知いたしているわけであり、するが、そこでこの特別会計内において林野事業を経営して行きます上にいて、この調停案を受諾し得るや否というとの検討を大急ぎで事務当局に願つてはいる。私の考え方では公務法適用されまして、林野に関する問題の調停としては初めてのこととあります。もとより法律の建前から申しまして、これを尊重しなければならないことは、これはもう申しますまでもないことだと思いますけれども、私もよく承知いたしておりますが、今度の調停の趣意は二点にあるのじやないかと思います。これは、昨年のベース・アップの際に受けまして、それが非常に林野の関係においては他の面に比較して不合理がなった。そのためになり給付条件がかなり悪くなつてはいる。その給付条件をおよそ調整するということが第一である。第二は、全体としてのベース・アップ、待遇改善を言つてはいるわけでありますからね、全体といたしましては、この調停に至つた。そのためにかなり給付条件が悪くなつてはいる。その給付条件をおよそ調整するといふことが第一である。第二は、全体としてのベース・アップ、適用を受けるとは申しますものの、沿革的に又経過的に従来の沿革を無視して行くといふことも一挙にはできないことです。ア・アップの問題は成るほど公務法の処遇と同時に無論検討は続けておりましたが、それと睨み合つて考えて行かれますね面でとられてはいるところと同様でありますからねなければならない。ただこの不合理は止めの点につきましては御検討を願います。した結果、大体そのために要する経費としては四億六千万円ほどの支出増を

要することになつてゐる。而もその四億六千万円を会計内において調達し得る力があるかどうかと申しますれば、そこをいろいろ御検討願つた結果、或いは予算編成当初に見込んでありますか、山元渡しを土場渡しにするということによつて或る程度の財源を發出できるのぢやないかというふうなおよその見通しを会計内において、これはやり得るという見通しを得ておりますので、何とかこの分だけでも一つ実現をいたしたいということで折角努力をしているところであります。

というよう了解をいたしておるわけ  
でござります。従いまして、その他の  
部分につきましては、これはもう一般  
会計から当然持つて來なければならん  
会計剰余金を給与のため食うべきま  
でのない、かように存じております。  
○戸叶武君 私農林大臣にお伺いしま  
すが、農林行政の基本施策としての重  
点がどこにあるかということを私たち  
今知りたいので、先ほどの委員から  
も、食糧自給促進法案を出すか、出さ  
ないかという質問も、「そこにかかる  
つておると思うのですが、今予算委員  
会なりで、或いは經理大臣なり、農林  
大臣の御意見を承わつて、極めて  
熱心に食糧自給の問題に対しても自  
分たちは考えていると言われておりま  
すけれども、その真意を把握すること  
が困難で、具体的には何も出ていない  
という、結果が見えないのです。私たち  
が今その中で極めてどこに重点がある  
かわからぬいで、どういう点を指差す  
かと申しますと、勿論食糧の問題が自  
然を目指しながら輸入に仰がなければ  
ならんという弱点があるので、そこには  
農林行政と通産行政との入り混れから  
来る混乱もあるのだと思うのであります  
すけれども、例え米の増産はすでに  
限界点に来ておる、むしろ麦の増産に  
力点を入れなければならんといふよう  
なことが予算委員会において政府側が  
ら極めて大胆に打出されたりしておる  
のであります。而もそういう外国から  
日本の米の買漁りによつて米の値段が  
高くなり、アメリカの豊作によつて小  
麦を日本が売付けられなければならん  
というようないるゝな事情もあるで  
しょうけれども、例え小麦に移行す  
るような場合においては、おのずから

副食物の問題が重要なになつて来るのです。あつて、食生活との関連性なしにこの食糧問題といふものは考慮できないのであります。そこで、特に西欧諸国なりアメリカなりは、牧畜民族として酪農的な背景を持つて、この小麦を中心としたパン食なり何なりは成立つておるのであります。そういう食生活の革命を引き起さなければならぬよう、この農業生産のいろ／＼な背景といふものには、米なり、麦なり或いは酪農なり、そういうものの配置をどう持つて一いつの日本の農業の面における産業構造を作つて行くか、又それを重点的にどう持つて行くか、そういう問題が打出されて来ないと、極めてばらくして、一体どういう方向に向つて食糧自給の施策を打立て行くのか、又我々の食生活の革命というものをどういうふうに持つて行こうとしているのか、又輸入の面においてはどういう点に力点を置くのか、そこ非常に混乱が生ずると思うのであります。そういう意味合におきまして、極めて大きづばなものでもよろしいですから、農林大臣として今の当面したこの食糧自給に對して自分はこういふふうに考える。こういう点に重点を置いて、こう展開していくと、いう方針を、この促進法案ができなくとも持つておられると思いますから、それを御明示願いたいと思います。

した乳製品、或いは鳥獸肉等による理的な栄養摂取の食生活が打立てられて行きますならば、今日の八千五百二十一の人口を養つて行きますために要する米の所要量は六千万石足らずで事が済んで行くといふようなことは、重要な一つの指針として食糧政策を考えて行く場合に持たなければならぬ。従つてこの食生活の改善ということは、今まで官民を通じて非常に熱心に唱えられておりますけれども、なかなかその実行が難つて來ない、そこで政府といたしましては、これはとにかく供のときからそういう習慣を養成していくということが必要であるということから、学校給食等を通じて、この食生活の改善に遠い将来を見て計画を推進しておるわけであります。どこに一體増産の目標を置いて行くのか、今日まあ米にしましても、麦にしましても、何と申しましても、これは米作技術は相当進歩もし、又開拓もせられておりますから、今後も力を、ともかく開拓の余地がある限り米の増産に力を入れて行かなければならんことは申上げるまでもないでござります。従つて米のほうは大して力を入れて見たところで、大かたその目先は見えておることだから、もつとほかの方面と言われましても、米に対する現実の国民の執着が強い以上は、これを無視して立て行くわけには参らん。それから行きますといふと、麦のほうに対しましては、何と言いましてもこれは増産余力は米よりも遙かに多いということは、これは申上げるまでもながろうと思ひます。従いまして今日苦しい食糧事情の中にしております我々としては、どこに主力を置いて行くか。

これは麦でも米でもとにかく増産のできる限りは、甚だどうも集中的なことを申上げまして御趣意に副わなわけでござりますけれども、開拓の地がある限りこれは開拓させなければならない。先ず今日におきましては或いは土地改良、或いは農地の拡張を、干拓等によります拡張をでき限りこれに國家財政を投じて力を入ってきて行きます一面において、結局そうち基盤を作りましても増産を、食糧を生産をやられるかたはこれは農民でありますから、従つて農村の増産意欲をもわゆる改良せられた、或いは拡張せられた、その他農林地を十分に高率的に発揮して行くという生産指導の非常にここに意義が上つて来るのじやないか、その点は特に私は力を入れて行ななければ、折角の国費を投じても、そこに十分の生産技術が渗透しないためか、その点は特に私は力を入れて参りたい。こういうようなことでありますから、そういう意味で、おいて、私は特に事務当局も督励しますとして力を入れて参りたい。こういうふうに考えております。

いたしまして、近所が非常に迷惑を蒙るといふのである。それをビルマなり、タイなりに行つてみると、成るほど乱脈極まり状態であつて、今日なお隠蔽されたりといふものは不十分で、商社そな他の奔走の中にいろいろな暗黒面をもつておるということは、これは争わない事実なんありますが、その中になる問題はやはり価格の問題であります。それから賣付けに対するところの商社の態度だと想うのですが、その中りますが、計画経済を行なつておられますから、我々の欲するものを買付ける場合に、それに対して日本側でもそれ相応の勢というもを作つてやらなければ、何と局混乱が生れるのは当然だと思ひますけれども、今後米の買付けに対しても今までのような各国から非難を受けたり、又醜態をさらさないようだ、どういう形の買付をやるか。価格の点はどういう形において調節するか、そらいうようなものを農林大臣として「一つの見解があると思いますが、承わりたいと思います。

依存しなければならん。従つてこの地食糧の獲保のためにには歴代政府が常にまあ苦必をせられたところであります。従つて一俵でも一石でもも買ひ漁るというような結果が商社が乱立となつて、そこで無用の競争をした。その弊が相当あつたということは私も聞き及んでおります。そういう弊に鑑みまして、昨年この商社の無な競争を避けるために、商社の整を、これは一定実績基準によりまして指定をして、今日まあこれならば無な競争を起すことはなかろうというこれまで整理をいたして現在やつてゐるわけでござります。この状態を暫く見まして、それでもなお且つ國家な損失或いは不経済だということであれば更に考へて参りたいと思います。けれども、一応無用競争の弊は、これを除去し得られたのではないかと思ひますので、暫らくこのやり方を以て續けて見たいと考えておるわけでござります。

殆んどしておりません。こういう際でありますので、私は日本全国の例を知りませんけれども少くともこの附近の例を見ますと、非常に急速に明日から気温が上つて分蘖が急速に進めばいいのですが、若し仮にこういう天候が五日、六日続ければ私は恐るべきことになると思う。そういう点を考慮に入れ当然農林省としては今年度の米或いは麦の、或いは又総合的な主食の自給生産についていろいろの場合を考え根本的に立てておると思いますが、それをこの機会に御説明願えればいいと思ひます。

○理事(宮本邦彦君) 食糧問題について

では、今日予定いたしておりました

が、時間が大分遅くなりましたので、

これは詳細についてはこれは重大な問

題で、後日に又詳細十分に御返答願いたいと思います。

○河野謙三君 委員長の気持はよくわ

かりますが、私はむしろ大臣の体を心

配しておりますよ、こういう機会に十分か

十五分延せばできる。又改めて農林委

員会に来るといふと、大臣はなかく

来られないでありますよから、私は

差支えなかつたらこの機会に十分か十

五分大臣の御都合で聞かれたら、大臣

の都合のためにいいと思う。勿論私は

今日でなければならんといふことは言つておらない。さらばといつてこれを一週間も十日も延ばされれば困るのであります。委員長と大臣と相談して、明日にしようといふなら明日でも結構です。

○國務大臣(保利茂君) 私も同様のこと

を懸念、心配いたしております。併

しながら何と申しましてもこの食糧の確保ということは、国民生活を維持し

て参ります上の絶対要件でござります

○國務大臣(保利茂君) 今後の作況

から、詳しく述べて食糧庁長官から御説明申上げたいと存じますが、これはもうなると思う。少くともこの附近の例を見ますと、非常に急速に明日から気温が上つて分蘖が急速に進めばいいのですが、若し仮にこういう天候が五日、六日続ければ私は恐るべきことになると思う。そういう点を考慮に入れ当然農林省としては今年度の米或いは麦の、或いは又総合的な主食の自給生産についていろいろの場合を考え根本的に立てておると思いますが、それをこの機会に御説明願えればいいと

思ひます。

○理事(宮本邦彦君) 食糧問題について

では、今日予定いたしておりました

が、時間が大分遅くなりましたので、

これは詳細についてはこれは重大な問

題で、後日に又詳細十分に御返答願いたいと思います。

○河野謙三君 私はね、今日も手許に

いよいよ農産物の価格安定法というよ

うなものが出てるよう、我々のほうに

あれが廻っています。これを若しも

私が憂慮するように食糧需給関係が過

迫して来れば、現在政府が買つておる

澱粉さえも、或る場合主食のほうに廻

なければならん。同時に現在のみなら

ず本年の「いも」をどうするか。こう

いう問題も絡んで来る。それで今度

の「いも」にいたしましても、例えは

去年の場合は去年の四月頃に、昨年の

「いも」は二十七、八円で農家の「いも」

を買うということで、澱粉の買上をや

りたて、澱粉の價格をそれを基準にして

きめた。ところが本年の今のような状

態では「いも」は二十四以下になりますよ。

ところが一方において米と麦が

若し私が考えるような悲觀的な将来を

予想しておるならば、これらの「いも」

の問題も考えて中に入れて、私はいろ

いろの施策を立てなければならないと

こういうふうに思う。そういうような

意味合から私は急いでやつてもらいたい。これは安定法とは關係がありますよ。

勿論私は詳細なことは食糧庁長官

に今日でなくとも結構ですが、伺う

い。これは安定法とは關係がありますよ。

勿論私は詳しいことは食糧庁長官

に今日でなくとも結構ですが、伺う

い。これは安定法とは關係がありますよ。

勿論私は詳しいことは食糧庁長官

に今日でなくとも結構ですが、伺う

い。これは安定法とは關係ありますよ。

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日發行